

平成26年度 決算が認定されました

去る6月15日にオークラ千葉ホテルで開催された第118回評議員会において、平成26年度の決算が認定されましたので、その概要をお知らせします。

なお、収支決算を行った結果、当期利益金が335万3,823円生じたので、積立金へ全額積み増しました。

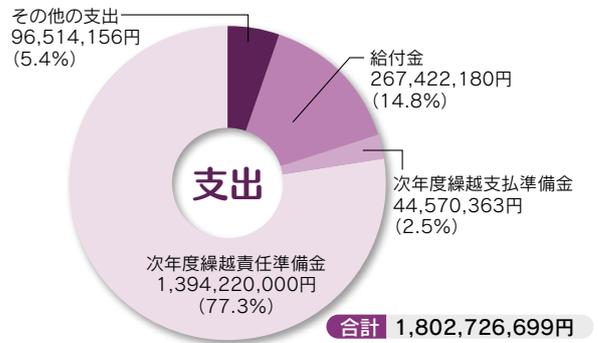
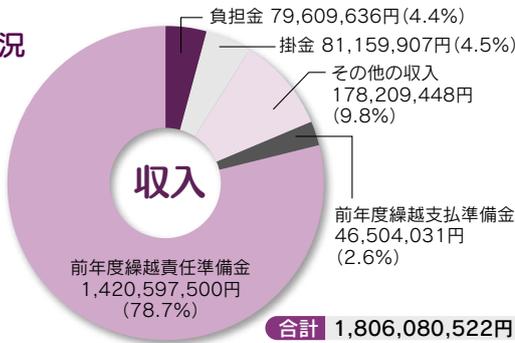
したがって、翌年度へ繰り越す積立金は、2億5,966万1,388円となりました。

● 会員数

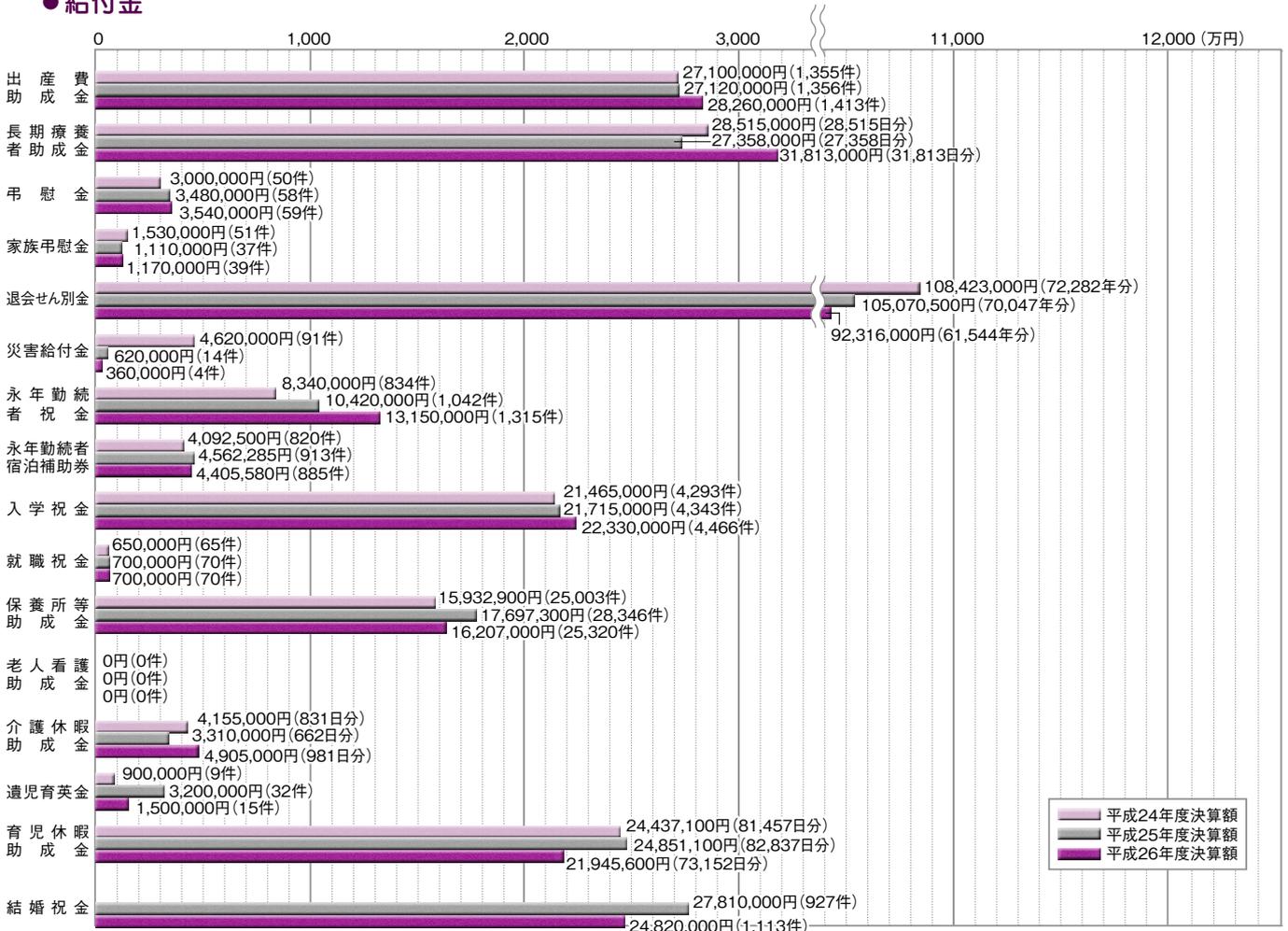
(単位:人)

種別	平成25年度	平成26年度	前年度との比較
市町村職員共済組合の組合員である会員	54,197	54,159	△ 38
市町村職員共済組合の組合員以外の会員	788	750	△ 38
合計	54,985	54,909	△ 76

● 収支の状況



● 給付金



◆お知らせ◆ ～標準報酬制移行後の財源率について～

平成27年10月から共済組合における掛金・負担金の算定基礎が給料を基準とする「手当率制」から「標準報酬制」に移行されることに伴い、互助会の財源率が改正されます。

なお、互助会掛金・負担金は、年度1回（基本的には4月、それ以降の新規加入者についてはその加入月）の納入となりますので、本年度すでに納入済みの方は、来年度分から新財源率による算定となります。

	一般会員・公立会員		任継会員
	掛金 (会員負担)	負担金 (団体負担)	掛金
平成27年9月まで	4.5/1000	4.5/1000	9/1000
平成27年10月から	3.6/1000	3.6/1000	7.2/1000